# 食品営業許可申請の手引き

飲食店等を営業しようとする際には、施設の所在地を管轄する保健所で、食品衛生法に規定された営業許可を取得する必要があります。

営業許可が必要な業種は2ページを参照してください。詳細は郡山市保健所(Tel:024-924-2157) にお問い合わせください。

### **手順1**

#### 事前相談

- ■施設基準に合致しているかを申請前に確認するため、<u>工事に着工する前に施設の図</u>面を保健所に持参し、事前相談することをお勧めします。
- ■施設ごとに食品衛生責任者を設置する必要があります。
- ■井戸水等を使用する場合は、水質検査等が必要になりますので、保健所へ事前にご相談ください。

■営業開始予定日の7~10日前までに必要書類と手数料を窓口に提出してください。

## 手順2

許可申請

#### 【必要書類等】

(心安音與守) (1)営業許可申請書

- 申請者が個人の場合は、本人確認ができるもの (運転免許証等)を持参してください。
- ②施設の図面(記入例は6ページ参照)
- ③許可申請手数料(2ページ参照)
- ④水質検査成績書(井戸水等を使用する場合のみ)



#### 手順3

### 施設検査

■保健所の担当者が施設に行き、基準に合致しているか等を検査します。

■許可申請した後、施設の確認検査の日時について打ち合わせします。

- ■施設基準に合致しない場合は、許可になりません。改善後、後日再検査します。
- ■検査の際は、営業者または施設の責任者が立ち会ってください。

## 手順4

■施設の確認検査の結果、許可することができると判定された場合は、営業許可指令書を交付します。

#### 許可書交付

■許可証は後日郵送します(お急ぎの場合は事前に申し出てください)。

## 手順5

#### 営業開始

- ■営業開始後は、HACCPに沿った衛生管理を実施する必要があります。
- ■施設の見やすい箇所に、許可年月日、許可指令番号、許可の有効期限、営業の種類、営業者氏名(法人の場合は法人の名称)、営業所所在地及び営業所屋号を記載して掲示してください。



#### 食品衛生責任者とは?



施設において食品衛生上の管理をする人です。

食品衛生責任者になるには、次のいずれかの資格が必要です。

(詳細は保健所にお問い合わせください)

- ① 食品衛生管理者もしくは食品衛生監視員となることができる資格のある人
- ② 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士 等
- ③ 食品衛生責任者養成講習会を修了した人 (福島県内では福島県食品衛生協会が講習会を開催しています。)

#### 【食品衛牛責任者養成講習会】

県内では福島県食品衛生協会が開催しており、ホームページからも受講の申し込みが可能です(http://www.f-shokkyo.jp/)

## HACCP(ハサップ)の考え方を取り入れた衛生管理

- 小規模事業者等は、業界団体等が作成した手引書を参考にした、簡略化された衛生管理 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)を実施してください。 \_\_\_\_\_\_
- 業界団体の手引書は厚生労働省のウェブサイトで御確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/0000179028\_00001.html QRコードは こちら
- 導入についての個別相談(要予約)も受け付けています。 御予約は郡山市保健所生活衛生課(024-924-2157)まで。

#### 食品営業許可業種と手数料

業種	金額(円)		
未但	新規	継続	
調理機能を有する自動販売機	10,000	9,000	
食肉販売業		10,500	
魚介類販売業	11,600		
集乳業			
菓子製造業	16,000	14,400	
アイスクリーム類製造業			
豆腐製造業			
納豆製造業	16,000		
麺類製造業			
食品の小分け業			
飲食店営業	18,000	16,200	
酒類製造業			
みそ又はしょうゆ製造業			
漬物製造業			

#### 【臨時営業】

業種	金額(円)
臨時飲食店営業(4日未満)	2,500
臨時飲食店営業(4日以上8日未満)	4,000
臨時飲食店営業(8日以上1月未満)	5,600
臨時飲食店営業(1月以上)	8,000

業種	金額	(円)		
木/庄	新規	継続		
魚介類競り売り営業		20,700		
乳処理業				
特別牛乳搾取処理業				
食肉処理業	23,000			
食品の放射線照射業				
乳製品製造業				
清涼飲料水製造業				
食肉製品製造業				
食用油脂製造業				
氷雪製造業				
そうざい製造業				
添加物製造業				
液卵製造業				
冷凍食品製造業	35,000			
密封包装食品製造業				
水産製品製造業				
複合型そうざい製造業		31,500		
複合型冷凍食品製造業	33,000	31,300		

#### 営業許可申請のチェックリスト

許可申請する前に、次のチェックリストの項目を満たすか、チェックしてみましょう。 なお、基準はこれで全てではなく、業種等により基準が異なることもあります。

V	項目		
	食品衛生責任者(業種によっては食品衛生管理者)になれる資格等を有する人はいますか?		
	HACCPに沿った衛生管理を実施する準備はできていますか?		
	井戸水等を使用する場合は、滅菌装置等を設置し、市の定める水質検査(26項目:詳細は保健所にお問い合わせください)を実施していますか?		
	床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができますか? 内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていますか?		
	従業員の手洗い施設の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造ですか? (センサー式吐水、自動止水機能、肘等で操作可能なハンドル等)		
	排水施設は十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄する区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていますか?汚水の逆流により食品等が汚染しないように配管され、かつ、施設外に適切に 排出できる機能を有していますか?		
	食品等を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍施設を必要に応じて有していますか?		
	従業者の数に応じた便所を有しており、次の要件を満たしていますか? ・作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。 ・専用の流水用手洗い設備を有すること。		
	食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有していますか?		
	冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備え ていますか?		
	食品衛生法以外の法令について、必要な手続きがないか確認していますか?(下図参照)		

#### 【郡山市が所管する関係法令の一例】

国、県が所管する法令(風営法等)については、所管機関にお問い合わせください。

法令名	内容	担当課
農業振興地域の整備に関する法律	計画区域からの除外	農業政策課
農地法	農地転用の許可	農業委員会
道路法	市道路等の使用許可	道路保全課
河川法	普通河川等の占有や工作物の許可	河川課
土地区画整理法	土地区画整理事業区内での建築許可	都市政策課 区画整理課
都市計画法	都市計画区域内での建築等の届出	都市政策課
風致地区内建築等規制条例	風致地区内の建築物等の許可	開発建築法務課
建築基準法	建築物の建築等の確認及び検査	開発建築法務課
郡山市景観づくり条例	景観づくり重点地区での建築、広告等の届出	開発建築法務課
郡山市都市公園条例	公園内での行商、興行等の許可	公園緑地課
公害対策法	排水に関する届出、許可等	環境保全センター
消防法	建築物の防火対策の適否	消防署

### 記入例 (法人の場合)

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

**令和 7**年 4 月 1 日

### 郡山市保健所長

営業許可申請書・営業届 新規



食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

・ / 公開に同意しない ※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。申請者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。 (チェック欄 □) 場合はチェック

	郵便番号:	963-8601	電話番号: 024-924-24	91	FAX番号:	024-934-2860	
	電子メールア	アドレス: sei-eisei-	-shoku@city.koriyama.	lg.jp	法人番号:	9000020072036	
申請	申請者住所	申請者住所 ※法人にあっては、所在地					
者情	郡山	郡山市朝日一丁目23-7					
報	(ふりがな)	かぶしきがいしゃこおりやましょう!	じ こおりやまじろう		(生年月日)	(生年月日)	
	申請者氏名	※法人にあっては、その名称及	くび代表者の氏名		(法)	(法人の場合は記載不要)	
	株式会社郡山商事 郡山 次郎				(14)		
	郵便番号:	963-8024	電話番号: 024-924-21	57	FAX番号:	024-934-2860	
	電子メールア	アドレス: sei-eisei-sh	oku@city.koriyama.lg.	jp			
		<b>を設の所在地</b>					
	郡山市	朝日二丁目15-1					
	(ふりがな)	ら一めんがくと					
	施設の名称	施設の名称、屋号又は商号 <b>責任者養成講習会以外の資格の場合は、</b> 該当する資格をOで囲む					
244	ラーメ	ン楽都				黄格をして囲む	
営業施設情	(ふりがな)	_ 00 / 1 01 10101 _		資格の種類	食管・食監・	調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥	
施設	食品衛生責	任者の氏名 ※合成樹脂が使用さ を除く。	された器具又は容器包装を製造する営業者	受講した講習会		等の講習会(適正と認める場合を含む) 福島県	
情報	郡山 :	花子				食品衛生協会 令和2年1月15日	
	主として取り	り扱う食品、添加物、器具又は	は容器包装	自由記載		1	
	調理品						
	自動販売機の型番		業態				
	(自動	販売機による営業の場			(飲食店	営業の場合のみ記載)	
	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。						
	HACCPの取組	HACCPの取組					
		☐ HACCI	Pの考え方を取り入れた衛生管理			HI DANGE OF THE PARTY OF THE PA	
業種	<b>化</b>	> 士会日も貼り扱る協設					
に	指疋成刀守己	指定成分等含有食品を取り扱う施設 □ □ <b>該当する</b>					
応じた		<b>場合のみ</b> : チェック:					
た情報	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。						
뀎			W # 0 # #		14th 47 (11/4)	- 1	
-34		号及び許可年月日	営業の種類	1	<b>備考(臨</b>	時営業の場合、その営業期間)	
営業許	1	年 月 日 飲食店	<b>:営業</b>				
許可	2						
可業種	2	年 月 日					
	3	年 月 日					
411	(ふりがな)	こおりやま おんぷ			電話番号		
担当者	+ロ 小 土 げ み					000_1111_1111	
者	担当者氏名	郡山 音符				090-1111-1111	

	法第55条第2項関係		該当には		
申請者	■ <sup>(11)</sup> なくなった日から起算して2年を経過していないこと。				
有情報	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経 <b>デェッ</b>				
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの。				
当	令第13条に規定する食品又は 添加物の別 □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マ-	日油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造される	)規定により規格が定められたもの)		
芦業施	(ふりがな)	資格の種類			
<b>心設情報</b>	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	講習会名称 受講した講習会	年 月 日		
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車に	おいて調理をする営業の場合		
	① 水道水 ( ☑ 水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道)	郡山500 あ 1111			
	② 🗌 ①以外の飲用に適する水	(自動車において調理	(自動車において調理をする場合のみ記載)		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 [	生食用食肉の加工又は記	周理を行う施設 □		
業種に	ふぐの処理を行う施設				
応じた	(ふりがな) 該当する場合のみ記載				
情報	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等			
添	☑ 施設の構造及び設備を示す図面 ← <b>施設の図面を添伸してください。</b>				
付書	□ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 □ □				
類					
	営 業 の 形 態		備考		
営	1 野菜果物販売業 ※ (施設内で併せて届出業種を営業する場合のみ記載)				
業届出	2 ※ 営業の形態は、「営業届出業種の設定について」( 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知				
	3				
	建物構造: 木造 <鉄筋又は鉄骨コンクリート ブロック そ (該当するものに○をつける)	「材 れんが造り			
備					
考					

